



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 0 1 号

令和5年(2023年)2月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公 告
● 告 示		○ 都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて (都市計画課) 2
○ 地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課) 1		○ 金沢市近岡町土地区画整理組合の施行地区と なるべき区域について (市街地再生課) 3
○ 児童福祉法の規定による医療機関の指定に ついて (地域保健課) 2		○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について ( " ) 3
○ 児童福祉法の規定による医療機関の名称の変 更について ( " ) 2		○ 都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る 関係図書の写しの縦覧について (道路建設課) 3

## 告 示

●金沢市告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月13日

金 沢 市 長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
加賀朝日町会	代表者の氏名及び住所	屋敷 繁 金沢市加賀朝日町二136番地	本田 勇 金沢市加賀朝日町ホ26番地	令和5年1月1日
竹又町町会	代表者の氏名及び住所	高木 貢 金沢市竹又町イ143番地	大長 行雄 金沢市竹又町イ106番地	令和5年1月1日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	木下 昌人 金沢市二俣町こ14番地	木下 俊郎 金沢市二俣町ま2番地	令和5年1月1日
専光寺新町会	主たる事務所の所在地	金沢市専光寺町ハ22番地13	金沢市専光寺町ハ82番地2	令和5年1月1日
	代表者の氏名及び住所	高 正秀 金沢市専光寺町ハ22番地13	梅田 宏 金沢市専光寺町ハ82番地2	
北袋町会	代表者の氏名及び住所	宮野 章 金沢市北袋町ヲ68番地甲の1	上梨 滝志 金沢市北袋町モ23番地	令和5年1月8日
福増南町会	代表者の氏名及び住所	福田 利典 金沢市福増町南324番地	松井 重紀 金沢市福増町南1182番地	令和5年1月9日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	山本 剛士 金沢市鈴見町二2番地	鈴崎 将勝 金沢市鈴見町二30番地	令和5年1月15日
朝霧台町会	代表者の氏名及び住所	中島 健二 金沢市朝霧台2丁目64番地	藤井 愛子 金沢市朝霧台2丁目106番地	令和5年1月15日
湊町会	代表者の氏名及び住所	小澤 慎也 金沢市湊2丁目118番地92	安用寺 宜伸 金沢市湊2丁目116番地84	令和5年1月22日

専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	本山 直人 金沢市専光寺町夕24番地16	山口 義生 金沢市専光寺町夕9番地22	令和5年1月23日
三口町町会	代表者の氏名及び住所	河原 雄一 金沢市三口町金312番地	小林 重信 金沢市三口町土376番地8	令和5年2月1日

## ●金沢市告示第43号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年2月13日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
なるわ薬局	金沢市鳴和1丁目20番14-1号	令和5年1月1日

## ●金沢市告示第44号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示します。

令和5年2月13日

金沢市長 村 山 卓

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
米泉アルプ薬局	アルプ薬局米泉店	金沢市米泉町4丁目23番地1	令和4年5月1日
黒田アルプ薬局	アルプ薬局黒田店	金沢市黒田1丁目188番地2	令和4年5月1日
寺町アルプ薬局	アルプ薬局寺町店	金沢市寺町2丁目8番2-1号	令和4年5月1日
大浜アルプ薬局	アルプ薬局大浜店	金沢市粟崎町3丁目31番地2	令和4年5月1日
花里アルプ薬局	アルプ薬局花里店	金沢市三口新町2丁目3番12号	令和4年5月1日
駅西アルプ薬局	アルプ薬局駅西店	金沢市駅西本町3丁目1番25号	令和4年5月1日
本町アルプ薬局	アルプ薬局本町店	金沢市本町1丁目3番38号	令和4年5月1日
森本アルプ薬局	アルプ薬局森本店	金沢市吉原町ホ213番地	令和4年5月1日
今町アルプ薬局	アルプ薬局今町店	金沢市今町ホ37番地2	令和4年5月1日
笠舞アルプ薬局	アルプ薬局笠舞店	金沢市笠舞2丁目24番3号 河合ビル1階	令和4年5月1日
玉川アルプ薬局	アルプ薬局玉川店	金沢市玉川町10番8号	令和4年5月1日
泉野アルプ薬局	アルプ薬局泉野店	金沢市泉野町1丁目19番10号	令和4年5月1日
石引アルプ薬局	アルプ薬局石引店	金沢市石引4丁目4番1号 村田ビル1階	令和4年5月1日
近岡アルプ薬局	アルプ薬局近岡店	金沢市近岡町326番地9	令和4年5月1日

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

令和5年2月13日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 生産緑地地区	金沢市新保本2丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	令和5年2月13日から 同月27日まで	新保本生産緑地地区

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定による金沢市近岡町土地区画整理組合の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、令和5年3月13日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

令和5年2月13日

金沢市長 村 山 卓

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 近岡町 182番から189番まで、190番1、190番2、207番13の一部、210番から214番まで、215番1の一部、215番2の一部、235番2の一部、235番3の一部、236番  
区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 御供田町二

区域内に介在する水路を含む。

2 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市都市整備局市街地再生課

3 縦覧期間

令和5年2月13日から同月27日まで

4 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、令和5年2月13日から同年3月13日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和5年2月13日

金沢市長 村 山 卓

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合	令和5年2月13日から 同月27日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画法事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により次のとおり公告します。

令和5年2月13日

金沢市長 村 山 卓

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・4・22号泉野々市線	金沢市	平成16年2月24日から 令和13年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 土 木 局 道路建設課

令和5年(2023年)2月13日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄